

許可基準の解説

表示（設置）の可否と許可の要否

○ 表示（設置）可
× 表示（設置）不可

広告物の種類	表示方法等		地域区分		
			特別規制地域	普通規制地域	その他の地域
法令の規定により表示するもの	禁止物件への表示		○	○	○
			許可不要	許可不要	許可不要
	上記以外の表示 (野立て、建築物利用等)		○	○	○
			許可不要	許可不要	許可不要
国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物	禁止物件への表示	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹、路傍樹、保存樹及び保存樹林 ・パーキングチケット発給設備 ・消火栓、火災報知器、望楼及び警鐘台 ・郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器 ・送電塔、送受信塔及び照明塔 ・銅像、神仏像、記念碑の類 ・電柱、街灯柱の類 (簡易広告物のみ禁止) 	×	×	×
			表示不可	表示不可	表示不可
		上記以外の禁止物件	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)
			許可不要	許可不要	許可不要
		上記以外の表示 (野立て、建築物利用等)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○
			許可不要	許可不要	許可不要
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等	禁止物件への表示		○	○	○
			許可不要	許可不要	許可不要
	上記以外の表示 (野立て、建築物利用等)		○	○	○
			許可不要	許可不要	許可不要

広告物の種類	表示方法等		地域区分		
			特別規制地域	普通規制地域	その他の地域
公益上必要な施設に表示する寄贈者名等 ※公益上必要な施設 (平成10年告示第346号) 信号機、照明塔、防犯灯、遊戯施設、公園のベンチ、カーブミラー、公衆用ごみ容器、公衆用すいがら容器、フラワーポット	禁止物件への表示	<ul style="list-style-type: none"> 信号機 照明塔 カーブミラー 	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)
		許可不要	許可不要	許可不要	
	上記以外の禁止物件	×	×	×	
		表示不可	表示不可	表示不可	
	上記以外の施設、物件への表示	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯 遊戯施設 公園のベンチ 公衆用ごみ容器 公衆用すいがら容器 フラワーポット 	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○
		許可不要	許可不要	許可不要	
その他	×	○	○		
表示不可	要許可	許可不要			
水道管、下水道管、送電線、電話線、ガス管その他地下に埋設された公共的施設を管理するため道路の路面に表示するもの	禁止物件への表示	道路の路面	○	○	○
		許可不要	許可不要	許可不要	
自家広告物 (自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するもの)	禁止物件への表示	<ul style="list-style-type: none"> 送電塔 送受信塔 照明塔 煙突 ガスタンク、水道タ ンクの類 	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)
		要許可 ※ただし、表示面積の合計が5㎡以内は許可不要	要許可 ※ただし、表示面積の合計が第1種普通規制地域では10㎡以内、第2種普通規制地域では20㎡以内は許可不要	許可不要	
	上記以外の禁止物件	×	×	×	
		表示不可	表示不可	表示不可	
	上記以外の表示 (野立て、建築物利用等)	○	○	○	
		要許可 ※ただし、一の事業所等当たりの表示面積の合計が5㎡以内は許可不要	要許可 ※ただし、一の事業所等当たりの表示面積の合計が、第1種普通規制地域では10㎡以内、第2種普通規制地域では20㎡以内は許可不要	許可不要	

広告物の種類	表示方法等	地域区分		
		特別規制地域	普通規制地域	その他の地域
管理広告物 （自己の所有及び管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの）	禁止物件への表示	○ ※5㎡以内に限り（1箇所当たりの表示面積の合計が5㎡を超えるものは表示不可）	○ ※5㎡以内に限り（1箇所当たりの表示面積の合計が5㎡を超えるものは表示不可）	○
	許可不要	許可不要	許可不要	
上記以外の表示 （野立て、建築物利用等）	○ ※5㎡以内に限り（1箇所当たりの表示面積の合計が5㎡を超えるものは表示不可）	○ ※5㎡以内に限り（1箇所当たりの表示面積の合計が5㎡を超えるものは表示不可）	○	
	許可不要	許可不要	許可不要	
工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示するもの	—	○ ※基準に適合するものに限る（基準に適合しないものは表示不可）	○ ※基準に適合するものに限る（基準に適合しないものは表示不可）	○
	許可不要	許可不要	許可不要	
冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示するもの	禁止物件への表示	×	×	×
	表示不可	表示不可	表示不可	
上記以外の表示 （野立て、建築物利用等）	○	○	○	
	許可不要	許可不要	許可不要	
講演会、展覧会等のためその会場の敷地内に表示するもの	禁止物件への表示	×	×	×
	表示不可	表示不可	表示不可	
上記以外の表示 （野立て、建築物利用等）	○	○	○	
	許可不要	許可不要	許可不要	
電車又は乗合自動車に表示するもの	—	○ ※基準に適合するものに限る	○ ※基準に適合するものに限る	○
	許可不要 ※基準に適合しないものは要許可	許可不要 ※基準に適合しないものは要許可	許可不要	
人、動物、車両（電車又は乗合自動車を除く。）、船舶等に表示するもの	—	○	○	○
	許可不要	許可不要	許可不要	
地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの	—	○	○	○
	許可不要	許可不要	許可不要	

広告物の種類	表示方法等	地域区分		
		特別規制地域	普通規制地域	その他の地域
町内会、自治会等が設置する掲示板	禁止物件への表示	×	×	×
		表示不可	表示不可	表示不可
	上記以外の表示 (野立て、建築物利用等)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)	○ ※基準に適合するものに限る(基準に適合しないものは表示不可)
	許可不要	許可不要	許可不要	
上記の掲示板に表示するもの	—	○	○	○
		許可不要	許可不要	許可不要
道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの	禁止物件への表示	×	×	×
		表示不可	表示不可	表示不可
	上記以外の表示 ・野立て ・電柱、街灯柱利用 ・消火栓標識柱利用	○	○	○
	要許可	要許可	許可不要	
上記以外の広告物 (一般広告物)	禁止物件への表示	×	×	×
		表示不可	表示不可	表示不可
	上記以外の表示 (野立て、建築物利用等)	×	○	○
	表示不可	要許可	許可不要	

許 可 基 準

<共通基準>

◎ 美観上の基準

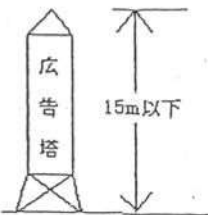
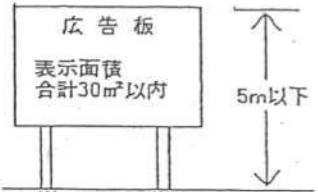
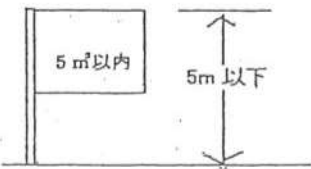
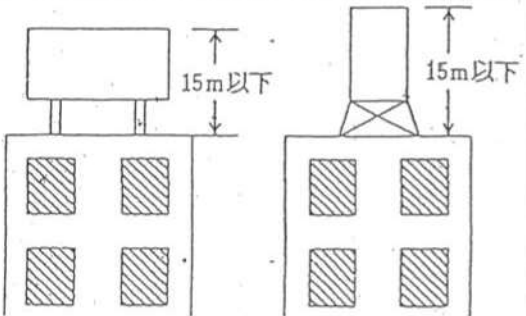
- ・ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- ・ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- ・ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。

◎ 危険防止の基準

- ・ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- ・ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- ・ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

<個別基準>

◎普通規制地域に表示又は設置する広告物の許可基準

広告塔・広告板その他これらに類するもの	野立てのもの	<p>○第1種普通規制地域 【後退距離規制適用地域以外】</p> <p>A B以外のもの</p> <p>◆広告塔 ・高さ 地上15m以下 ・表示面積 1面につき30㎡以内</p>  <p>◆広告板 ・高さ 地上5m以下 ・表示面積 合計30㎡以内</p> 
		<p>B 道路法施行令第7条第1号の標識 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占有を認められたもの</p> <p>【後退距離規制適用地域】</p> <p>A 案内図板等 ・高さ 地上5m以下 ・表示面積 片面5㎡以内 ※ その他基準は146ページ及び「野立て案内図板設置の手引き」参照</p>  <p>B 道路法施行令第7条第1号の標識 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占有を認められたもの</p> <p>C 自家広告物 上記、「後退距離規制適用地域以外」の「B以外のもの」の基準と同じ</p>
		<p>○第2種普通規制地域 上記、「第1種普通規制地域」の「後退距離規制適用地域以外」の基準と同じ</p>
建築物を利用するもの	屋上に設置するもの	<p>○第1種、第2種普通規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは、建築物の高さの2/3以下で、かつ、15m以下 ・建築物の壁面から突き出ないこと ・木造建築物の棟の上には設置しないこと <p>(注)建築物の高さの算定に当たっては、建築物の本来の用途とは無関係の部分を除く。そのため、建築基準法施行令により算定する建築物の高さと異なることがある。</p> 

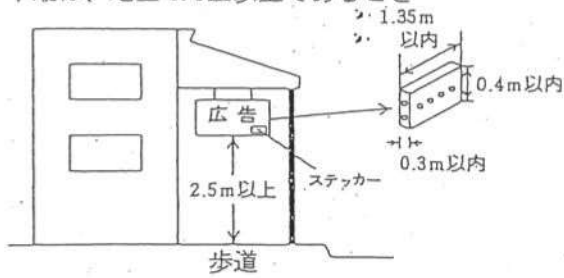
建築物を利用するもの 広告塔・広告板その他これらに類するもの 工物等を利用するもの	壁面から突き出すもの	<p>○第1種、第2種普通規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁からの出幅は1.5m以下 ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 ・上端は壁面を越えないこと <p>○第1種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積は、1面につき20㎡以内 ※第2種普通規制地域は表示面積の制限なし</p>
	壁面を利用するもの	<p>○第1種、第2種普通規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面の端から突き出ないこと ・窓その他の開口部を覆わないこと <p>○第1種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積</p> <p><壁面の1面の面積が300㎡未満の場合> 壁面面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可</p> <p><壁面の1面の面積が300㎡以上の場合> 壁面面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可</p> <p>○第2種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積</p> <p>壁面の1面の面積にかかわらず、壁面面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可</p>
	塀を利用するもの	<p>○第1種、第2種普通規制地域共通</p> <p>塀の上端及び両側端から突き出ないこと</p> <p>○第1種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積</p> <p><塀の1面の面積が300㎡未満の場合> 塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可</p> <p><塀の1面の面積が300㎡以上の場合> 塀の面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可</p> <p>○第2種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積</p> <p>塀の1面の面積にかかわらず、塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可</p>

広告塔・広告板その他これらに類するもの

アーケードに添加するもの

○第1種、第2種普通規制地域共通

- ・表示規格は、縦0.4m以下、横1.35m以下、幅0.3m以下とし、同一街区においては同一規格であること
- ・下端は、地上2.5m以上であること



電柱・街灯柱等を利用するもの

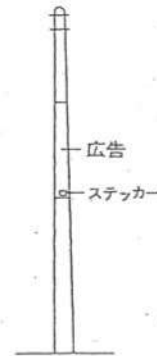
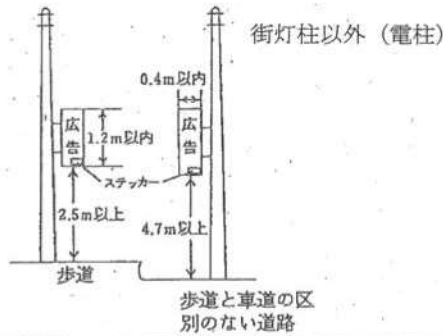
○第1種、第2種普通規制地域共通

◆突き出すもの

- ・表示規格は、縦1.2m以下、横0.4m以下
- ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上
- ・街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内
- ・街灯柱以外（電柱）のものを利用する場合の個数は、1本につき1個

◆巻き付けるもの

電柱等1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内

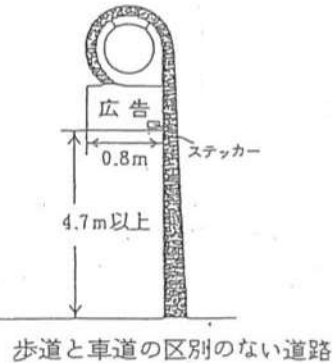
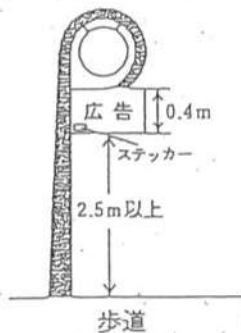


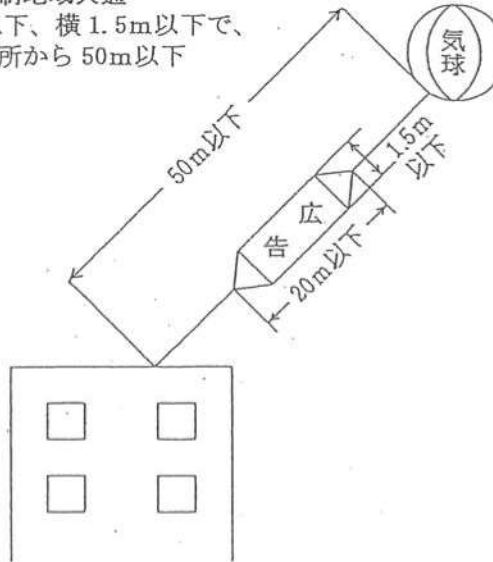
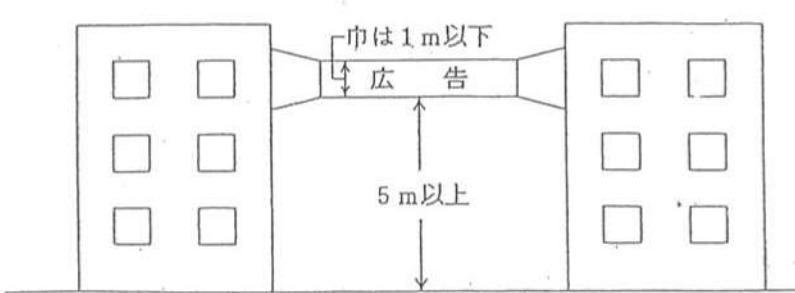
消火栓標識柱を利用するもの

○第1種、第2種普通規制地域共通

◆つり下げるもの

- ・表示規格は、縦0.4m以下、横0.8m以下
- ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上
- ・個数は、消火栓標識柱1本につき1個



<p>はり紙・はり札・立看板等</p>	<p>壁面及び塀利用</p> <p>○第1種、第2種普通規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面を利用する場合 壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないこと ・塀を利用する場合 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること <p>○第1種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積</p> <p><壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合> その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可</p> <p><壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合> その壁面又は塀の面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可</p> <p>○第2種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積</p> <p>壁面又は塀の1面の面積にかかわらず、その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可</p>
<p>アドバルーン その他の広告物</p>	<p>○第1種、第2種普通規制地域共通</p> <p>表示規格は、縦20m以下、横1.5m以下で、ロープの長さは取付箇所から50m以下</p> 
<p>広告幕及び広告網</p>	<p>◆道路を横断するもの</p> <p>○第1種、第2種普通規制地域共通</p> <p>幅は1m以下で、下端は地上5m以上であること</p> 

広告幕及び広告網

◆壁面又は塀を利用するもの

○第1種、第2種普通規制地域共通

- ・壁面を利用する場合
壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないこと
- ・塀を利用する場合
塀の上端及び両側端から突き出ないものであること

○第1種普通規制地域のみ

表示面積

<壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合>

その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可

<壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合>

その壁面又は塀の面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可

○第2種普通規制地域のみ

表示面積

壁面又は塀の1面の面積にかかわらず、その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可

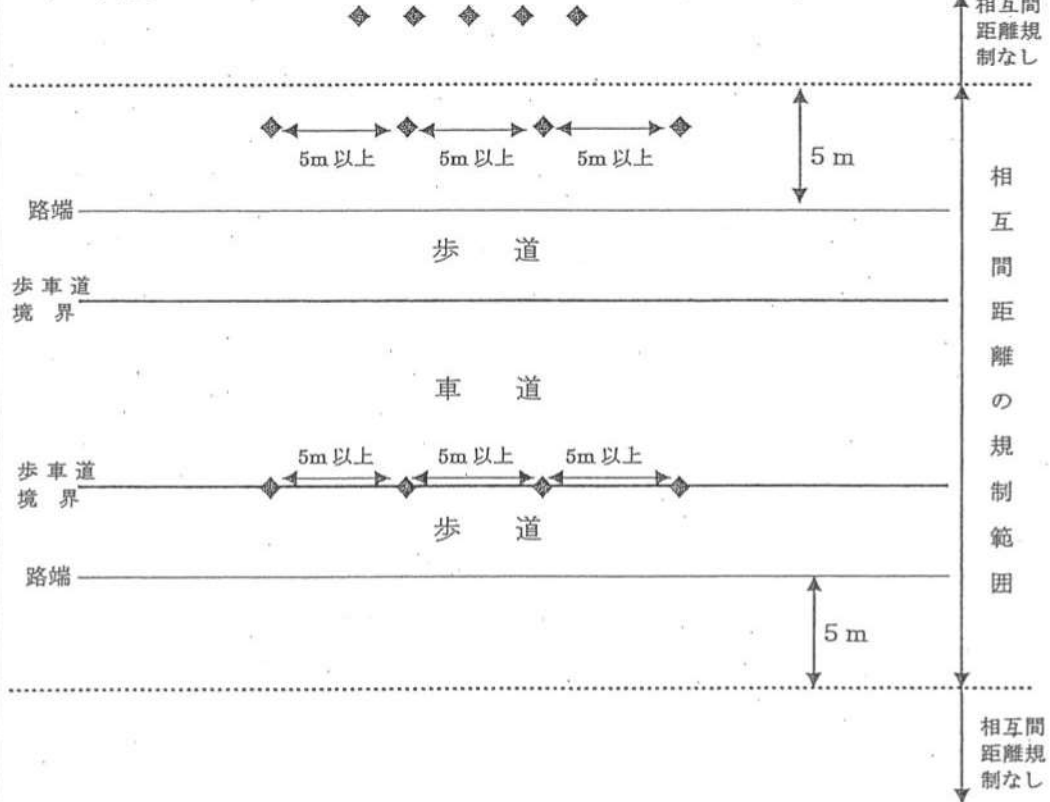
その他の広告物の

のぼり

○第1種、第2種普通規制地域共通

- ・1本当たりの表示面積は、1面につき2㎡以内
- ・道路の区域及び路端から5m以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、のぼり相互の間隔は5m以上

◆…のぼり

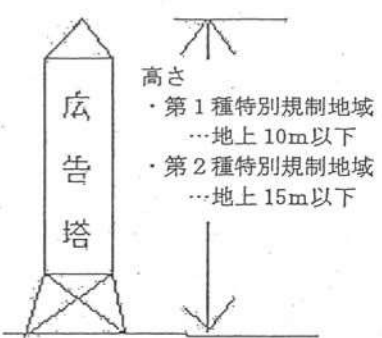
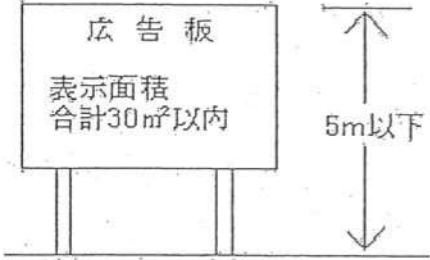
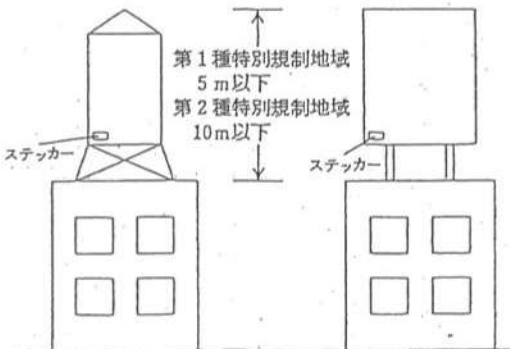


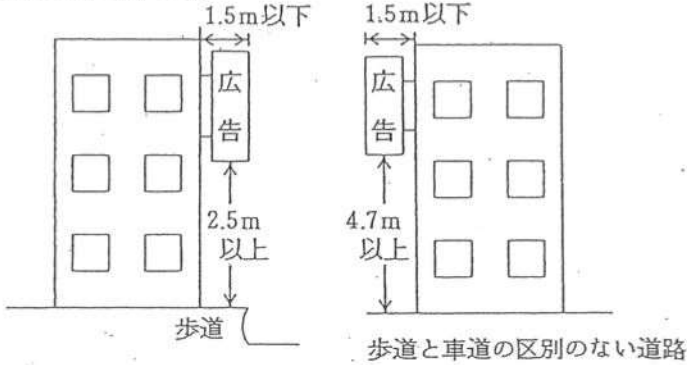
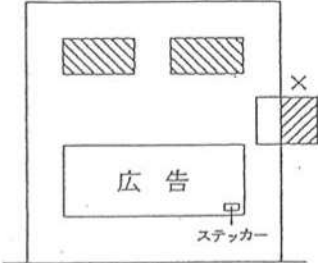
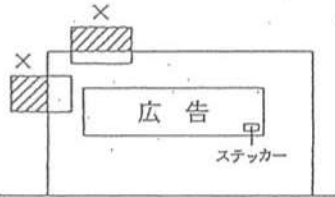
◎特別規制地域に表示又は設置する自家広告物の許可基準

【共通基準】

東名高速道路及び新東名高速道路（トンネル区間を除く。）から200m以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

【個別基準】

野立てのもの 広告塔・広告板	<p>◆広告塔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 下図のとおり ・表示面積 1面につき30㎡以内  <p>◆広告板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 地上5m以下 ・表示面積 合計30㎡以内 
その他これらに類するもの 建築物を利用するもの 屋上に設置するもの	<p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面から突き出ないこと ・木造建築物の棟の上には設置しないこと <p>○第1種特別規制地域のみ</p> <p>高さは、建築物の高さの2/3以下で、かつ、5m以下</p> <p>○第2種特別規制地域のみ</p> <p>高さは、建築物の高さの2/3以下で、かつ、10m以下</p> 

広告塔・広告板その他これらに類するもの	建築物を利用するもの	<p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は、1面につき20㎡以内 ・外壁からの出幅は1.5m以下 ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 ・上端は壁面を越えないこと 
	壁面を利用するもの	<p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積 <ul style="list-style-type: none"> <壁面の1面の面積が300㎡未満の場合> 壁面面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可 <壁面の1面の面積が300㎡以上の場合> 壁面面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可 ・壁面の端から突き出ないこと ・窓その他の開口部を覆わないこと 
	工作物等を利用するもの	<p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積 <ul style="list-style-type: none"> <塀の1面の面積が300㎡未満の場合> 塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可 <塀の1面の面積が300㎡以上の場合> 塀の面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可 ・塀の上端及び両側端から突き出ないこと 

広告塔・広告板その他これらに類するもの

電柱・街灯柱等を利用するもの

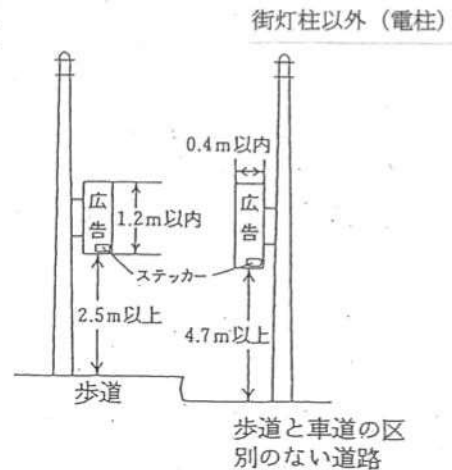
工作物等を利用するもの

消火栓標識柱を利用するもの

○第1種、第2種特別規制地域共通

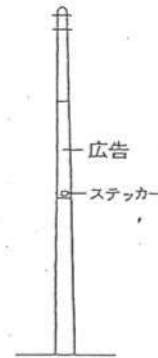
◆突き出すもの

- ・表示規格は、縦 1.2m以下、横 0.4m以下
- ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上 4.7m以上
- ・街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内
- ・街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個



◆巻き付けるもの

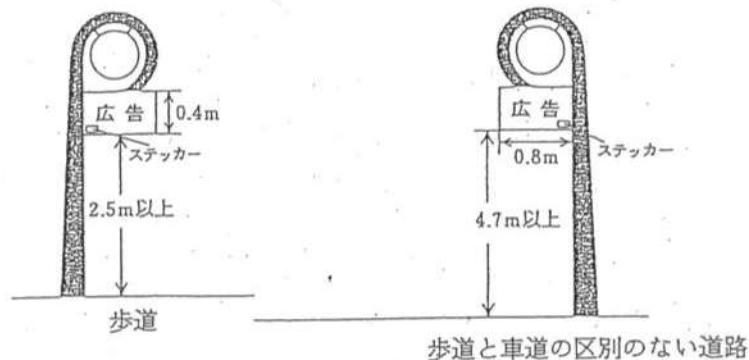
電柱等1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内

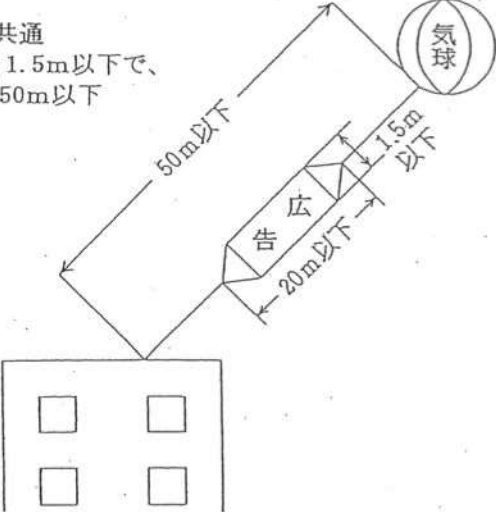
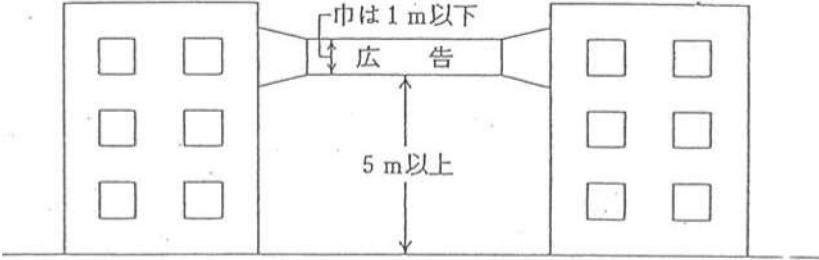


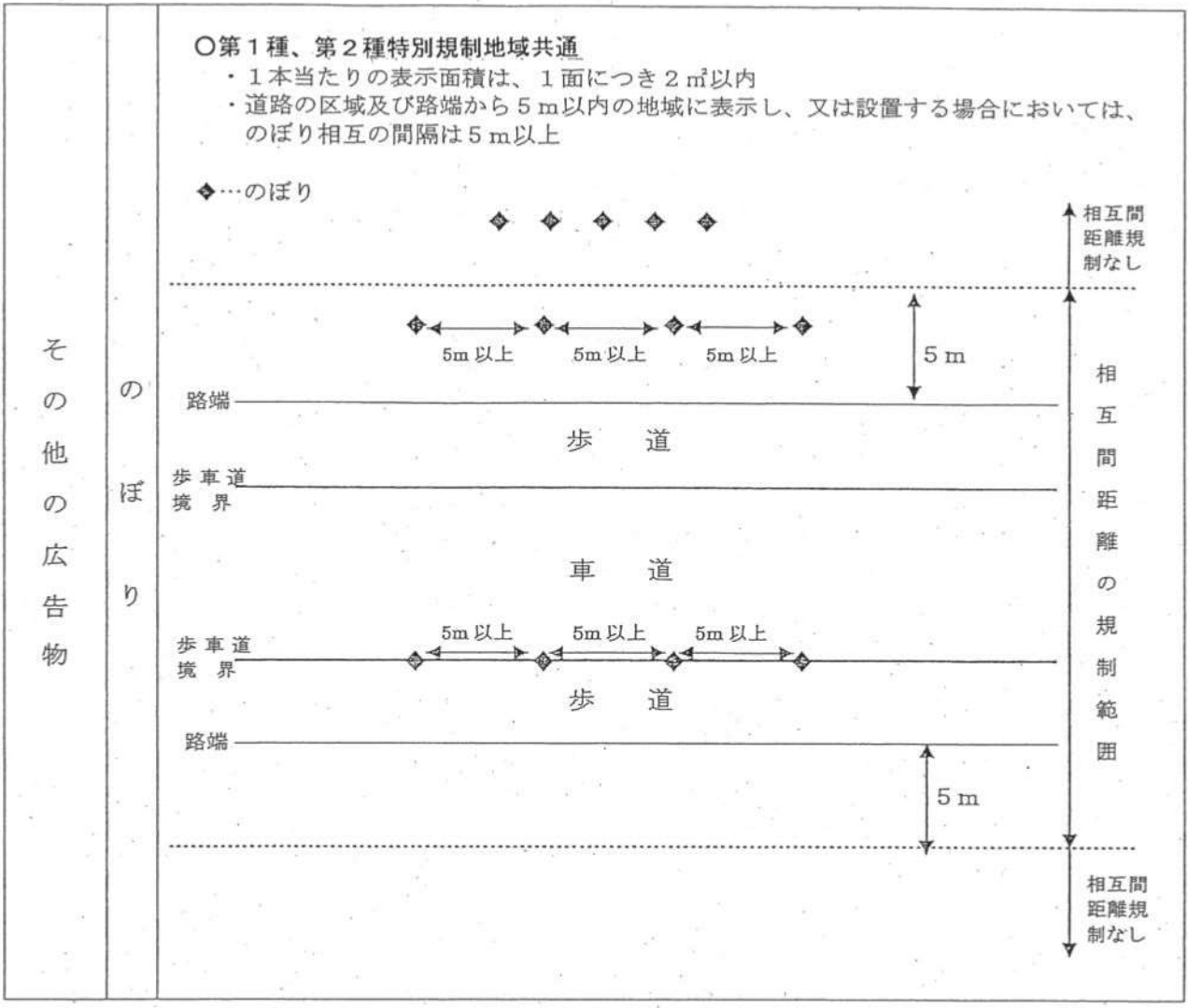
○第1種、第2種特別規制地域共通

◆つり下げるもの

- ・表示規格は、縦 0.4m以下、横 0.8m以下
- ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上 4.7m以上
- ・個数は、消火栓標識柱1本につき1個



<p>はり紙・はり札・立看板等</p>	<p>壁面及び塀利用</p> <p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積 <ul style="list-style-type: none"> <壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合> その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可 <壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合> その壁面又は塀の面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可 ・壁面を利用する場合は、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないこと ・塀を利用する場合は、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること
<p>アドバルーン</p>	<p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <p>表示規格は、縦20m以下、横1.5m以下、ロープの長さは取付箇所から50m以下</p> 
<p>その他の広告物</p> <p>広告幕及び広告網</p>	<p>◆道路を横断するもの</p> <p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <p>幅は1m以下で、下端は地上5m以上であること</p>  <p>◆壁面又は塀を利用するもの</p> <p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積 <ul style="list-style-type: none"> <壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合> その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可 <壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合> その壁面又は塀の面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可 ・壁面を利用する場合は、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないこと ・塀を利用する場合は、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること



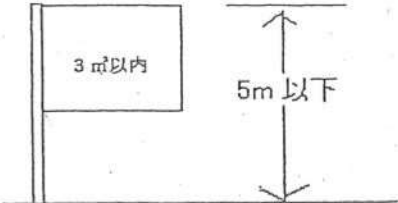
その他の
のぼり
の
広
告
物

◎特別規制地域及び後退距離規制適用地域に道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置する広告物の基準

○特別規制地域

【ア 案内図板等】

- ・事業所、営業所、作業場等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- ・案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10km以内。
- ・動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。
- ・事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示。
- ・写真、絵（イラスト、商標等）の面積は、表示面積全体の3分の1以下。なお、写真や絵を重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。
- ・地の色彩は、彩度8以下かつ明度3以上。
- ・建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない。

野立てのもの	<p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 地上5m以下 ・表示面積 片面3㎡以内 <p>※ その他基準は、146～147ページ及び「野立て案内図板設置の手引き」参照</p> 
電柱・街灯柱等利用	<p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆突き出すもの <ul style="list-style-type: none"> ・表示規格は、縦1.2m以下、横0.4m以下 ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 ・個数は、電柱等1本につき1個 ◆巻き付けるもの <ul style="list-style-type: none"> 電柱等1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内
消火栓標識柱利用	<p>○第1種、第2種特別規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆つり下げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・表示規格は、縦0.4m以下、横0.8m以下 ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 ・個数は、消火栓標識柱1本につき1個

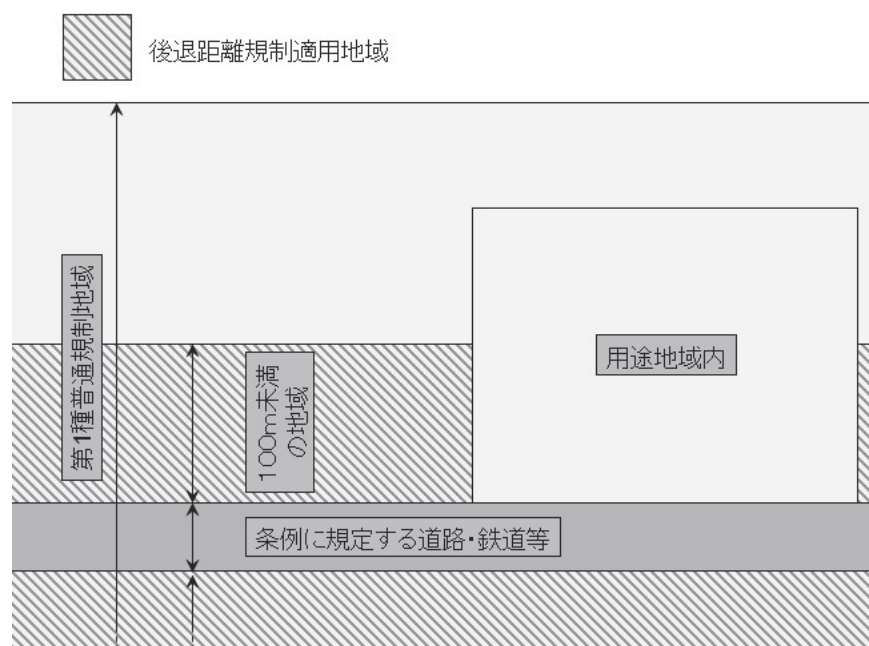
【イ 道路法施行令第7条第1号の標識】

- ・野立てのものであること
- ・道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたもの

○後退距離規制適用地域

<後退距離規制適用地域とは>

第1種普通規制地域内のうち、都市計画法の用途地域以外において、条例第3条6号に規定する東名高速道路、新幹線、新東名高速道路、伊豆縦貫自動車道天城北道路、道路、鉄道又は条例第5条第2号に規定する道路、鉄道からの距離が100m未満の地域。



<後退距離規制適用地域での規制の概要>

第1種普通規制地域においては、知事の許可を受けて、広告物を設置することができます。ただし、後退距離規制適用地域において許可される野立て広告物は、案内図板のみに限っています。

この地域における案内図板の許可基準は、特別規制地域における案内図板の許可基準と、一部を除き同様です。なお、基準の概要は次頁を参照してください。

特別規制地域及び後退距離規制適用地域における案内図板設置許可基準の概要

項目	特別規制地域における 基準の概要	後退距離規制適用地域における 基準の概要
1 案内図板の定義	事業所、営業所、作業場等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。	
2 距離	案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10km以内。	
3 相互間距離	案内図板の相互間距離は、左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上。	
4 高さ	案内図板の高さは地上5m以下。	
5 面積	案内図板の表示面積は、片面 3㎡ 以内の表示が原則。ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。	案内図板の表示面積は、片面 5㎡ 以内の表示が原則。ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。
6 地図矢印の表示	事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示。	
7 案内表示の面積	案内表示を記載するスペースは板面の表示面積の3分の1以上。このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。	
8 写真・イラストの使用	写真、絵（イラスト、商標等）の面積は、表示面積全体の3分の1以下。なお、写真やイラストを重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。	
9 地の色彩	地の色彩は、彩度8以下かつ明度3以上。	
10 電飾設備の使用	動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。	
11 建築物等の利用	建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない。	規則別表第2「建築物を利用するもの・工作物等を利用するもの」の基準適用
12 協同看板	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積は10㎡以内。 1者当たりの表示面積は2㎡以内。 ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も5以上の者の協同看板であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積は15㎡以内。 1者当たりの表示面積は3㎡以内。 ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も5以上の者の協同看板であること。

野立て案内図板設置許可基準の概要

●基準の概要

		<p>事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示</p>
		<p>案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km以内</p>
		<p>案内図板の高さは地上5m以下、表示面積は片面3㎡(※1)以内。ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。</p>
<p>地の色彩は、マンセル表色系で彩度8以下かつ明度3以上</p>	<p>写真、絵の面積は板面の表示面積の3分の1以下とし、文字、地図、矢印と重ねない</p>	<p>案内表示(事業所等の名称を除く。)の面積は板面の表示面積の3分の1以上とし、この部分には、その他の文字、写真、絵を記載してはならない</p>
		<p>案内図板の相互間距離は、左右方向に0.5m以上、前後方向に5m以上</p>
		<p>動光(電光掲示)、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く)を使用できない</p>
		<p>建物の屋上や壁面、扉には案内図板を設置できない(※2)</p>

※1 第1種普通規制地域のうち後退距離規制適用地域においては5㎡

※2 第1種普通規制地域のうち後退距離規制適用地域においては、「建築物を利用するもの」又は「工作等を利用するもの」の基準に適合していれば設置可能

●基準の詳細、運用基準等は「野立て案内図板設置の手引き」を御覧ください。県ホームページ(「静岡県 案内図板」で検索)からダウンロードできます。

適用除外の基準

◎国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置する広告物の適用除外基準
(条例第6条第1項第2号関係)

◆禁止物件の適用除外基準

表示又は設置することができる物件	表示又は設置することができない物件
橋、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋	街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林
石垣、擁壁その他これらに類するもの	
信号機、道路標識、道路上のさく、駒止、里程標、カーブミラーその他これらに類するもの	パーキング・チケット発給設備
煙突	消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台
ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの	郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器
道路の路面	送電塔、送受信塔及び照明塔
	銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

※電柱、街灯柱その他これらに類するものには、次に掲げる広告物を表示してはならない。

- ・ はり紙
- ・ はり札その他これに類する広告物
- ・ 広告旗（広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）
- ・ 立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）

◆規制地域別の適用除外基準

P48 を参照

(静岡県屋外広告物条例施行規則 別表第1(第2条関係) 1 条例第6条第1項第2号の基準)

◎公益上必要な施設又は物件のうち知事が指定するものに寄贈者名等を表示する広告物の適用除外基準（条例第6条第1項第4号関係）

◆知事が指定する公益上必要な施設又は物件（平成10年静岡県告示第346号）

- ・信号機
- ・照明塔
- ・防犯灯
- ・遊戯施設
- ・公園のベンチ
- ・カーブミラー
- ・公衆用ごみ容器
- ・公衆用すいがら容器
- ・フラワーポット

◆適用除外の基準

①表示面積

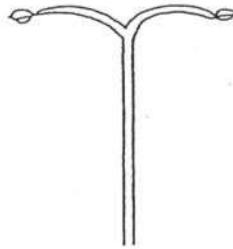
表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の1/5以内で、かつ、0.5㎡以内

②個数

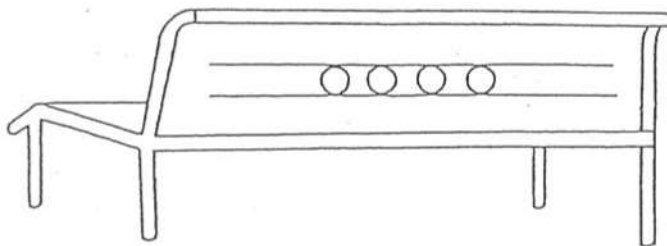
1施設又は1物件につき1個



(信号機)



(照明塔)



(公園のベンチ)

◎特別規制地域及び普通規制地域に表示又は設置する自家広告物の適用除外基準
(条例第6条第2項第1号関係)

◆共通基準

東名高速道路(トンネルの区間を除く。)から200m以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

◆個別基準

- 特別規制地域において表示し、又は設置する場合
 - 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5㎡以内であること
- 第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
 - 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10㎡以内であること
- 第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
 - 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20㎡以内であること

◎特別規制地域及び普通規制地域に表示又は設置する管理広告物の適用除外基準
(条例第6条第2項第2号関係)

表示面積は、一の土地又は物件につき5㎡以内であること

◎特別規制地域及び普通規制地域において、工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する
広告物の適用除外基準(条例第6条第2項第3号関係)

- 工事の期間中に限り表示するものであること。
- 設計者、工事施行者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合(法令の規定に基づき表示する場合を除く。)においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の1/20以内であること。

◎特別規制地域及び普通規制地域において、電車又は乗合自動車に表示する広告物の適用除外基準
(条例第6条第2項第6号関係)

◆電車に表示するもの

- ア 側面に表示する場合
 - 縦0.45m以下、横0.6m以下で、側面につき各2個以内
- イ 前面及び後面に表示する場合
 - 縦0.41m以下、横0.25m以下で、前面及び後面につき各1個

◆乗合自動車に表示するもの

- ア イ以外の場合
 - (ア)側面に表示する場合
 - 縦0.6m以下、横1.2m以下で、側面につき各2個以内
 - (イ)後面に表示する場合
 - 縦0.45m以下、横1.2m以下で、1個
- イ 道路運送車両法の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその本拠の位置が他の都道府県又は政令指定都市若しくは中核市の区域内に存するものに表示する場合
 - 当該都道府県又は政令指定都市若しくは中核市における屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること

◎特別規制地域及び普通規制地域に町内会、自治会等が設置する掲示板の適用除外基準
(条例第6条第2項第9号関係)

◆野立てのもの

- 高さは、地上5m以下であること
- 表示面積の合計は、5㎡以内であること

◆壁面を利用するもの

- 表示面積の合計は、5㎡以内であること

◆塀を利用するもの

- 表示面積の合計は、5㎡以内であること

◎条例第4条第1項第8号、第9号、第10号に規定する禁止物件に表示する自家広告物の適用除外基準(条例第6条第3項第1号関係)

◆条例第4条第1項第8号、第9号、第10号に規定する禁止物件

- 第8号 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 第9号 煙突
- 第10号 ガスタンク、水道タンクの類

◆適用除外の基準

ア 共通基準

- 物件の両端等から突き出ないものであること
- 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- 信号機、道路標識その他公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

イ 個別基準

○特別規制地域及び第1種普通規制地域

・表示面積

- <平面積が300㎡未満の場合>
平面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可
- <平面積が300㎡以上の場合>
平面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可

○第2種普通規制地域

- 表示面積は、平面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可

平面積…表示方向からみた場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積

